

令和3年度ケアプラン点検の実施報告

村上市 介護高齢課

1. 目的

介護保険法第1条の理念に基づき、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なプランとなっているかを、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求しながらケアマネジメントに質の向上を図り、健全なる給付の実施を支援するため行う。

2. ケアプラン点検実績

令和3年8月から令和3年10月において書類審査及び面談によるヒアリングを実施した。

点検の対象としたプラン	点検実績
村上市内居宅介護支援事業所が作成したケアプランのうち、軽度者(要支援・要介護1)の①～③いずれかに該当するもの ①訪問介護(生活援助・身体介護)の利用が多いプラン ②支給限度額一杯までのプラン ③特殊寝台や車いす等の福祉用具貸与のプラン	村上地区4件(4事業所) 荒川地区1件(1事業所) 神林地区1件(1事業所) 朝日地区2件(2事業所) 山北地区1件(1事業所) 全9件(9事業所)

3. 点検結果

①～③について、下記の課題等を見出した。

アセスメント
<ul style="list-style-type: none">・利用者の身体状況を把握するうえで、各種検査結果の数値や服薬中の薬の内容の確認を行っていない。・利用者本人の家族との連携が必要と思われるものの、家族と連絡をとっていない。・在宅生活ができなくなった場合を想定した本人の希望について、確認が行われていない。(デリケートな内容だが、今後のことを考え利用者本人や家族に確認する必要あり)
居宅サービス計画書(介護予防サービス・支援計画書)
<ul style="list-style-type: none">・長期目標が現状維持となっており、利用者の意欲を引き出すような目標となっていない。・利用者が意欲を失っている場合、意欲を引き出すような目標を設定するのが困難である。

その他

- ・週間サービス計画表は「介護（予防）サービスのスケジュール」のみ表示され、「主な日常生活上の活動」欄が空欄になっているものが見られた。そのため余暇時間の過ごし方やサービスの無い日の過ごし方が把握できなかった。
- ・週間サービス計画表の「週単位以外のサービス」欄については、介護保険サービス以外の、各種サービス（医療・高齢者サービス等）利用状況や他者の支援内容が記載されることで、利用者の支援内容を俯瞰的に把握することができるようになり、関係者と情報共有がしやすくなる。
（介護予防サービス・支援計画では、利用者への交付が不要なものであるが、計画作成時の利用者の過ごし方を俯瞰的に把握するためのものとして使用するとよい）
- ・担当ケアマネジャーへの利用相談が無い状態で、介護サービス（居宅療養管理指導）が導入されたケースがあった。（「利用者からの相談」及び「サービス提供事業所からの情報提供」の両方が無かったため、ケアマネジャーが実態を把握できなかった）
- ・災害時・緊急時の対応については、利用者の個別避難行動計画作成にあたり、避難行動要支援者名簿に登載されるよう促してはどうか。
- ・居住地区関係者との関わりがない利用者がある場合には、区長や民生委員等が介入できるよう、情報提供等を行ってはどうか。

4. まとめ

今年度の点検は、村上市内居宅介護支援事業所を対象として実施しました。

「自立支援」の視点が若干不足しているものもありましたが、利用者側の意向を取り入れながら適切なアセスメントに基づいて介護（予防）サービスプランが作成されていました。ケアプランについては、担当ケアマネジャー以外の関係者が内容を把握しやすくなるよう作成してください。

利用者を支えるためには、介護（予防）サービスを提供するすべての事業所をはじめ、地域の関係者との関わりが必要との認識を再確認いただき、関係者との連携をさらに進めてください。